

別表 環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン (ハ) (ヌ)

区分	行政への通報 連絡の方法	公表方法	対象事象
Ⅰ	直ちに 通報	速やかに JESCOの HPにて公表 (必要に応じ プレス発表)	緊急異常事態等(チ)
			漏洩 (1)PCB含有物(法令で定める基準値を超えるもの。以下同じ。*1)が施設の建物外部に流出・排出した又は流出・排出するおそれが生じた場合 (2)法令で定める有害な物質(*2)が施設の建物外部に流出・排出し、施設敷地外へ流出した場合
			火災・爆発 (1)火災が発生し、公設消防隊の消火活動により鎮火した場合 (2)火災が発生し、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを使用した場合 (3)爆発(施設・設備等の破損が伴うもの)が発生した場合
			施設の損壊 (1)施設の損壊、設備の破損であって、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とする場合
			他者の財産への損害 (1)施設の異常による周辺地域の施設等他者の財産等に対する何らかの損害又はそのおそれが生じ、緊急措置を講じなければならない場合
			人身事故、労働災害(ヌ) (1)外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病(病院で治療を受け、通院加療が必要なもの)を負った、または死亡した場合 (2)従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合(*4)
Ⅱ	夜間・休日 を問わず速 やかに通 報(ロ)	1ヶ月以 内にJESCO のHPにて事 象概要を公 表	排出管理目標値超過 (1)PCB等の排出モニタリングの結果が排出管理目標値(協定等で維持管理値が設定されている事業所は維持管理値)を超過又は超過のおそれが生じた場合
			漏洩 (1)油(PCB含有物又は法令で定める有害な物質に該当しないもの。以下同じ。)が施設の建物外部に流出し、施設敷地外へ流出した場合
Ⅲ	平日休 日を問わ ず昼間 で き る だ け 早 い 時 間 に 通 報 等(ロ)	事業だ より 等 で 事 象 概 要 を 公 表	環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象
			漏洩(ヌ) (1)その他の液等(PCB含有物、法令で定める有害な物質又は油に該当しないもの)が施設の建物外部に流出した場合(排水基準を満たした通常の排水は除く) (2)法令で定める有害な物質又は油が施設の建物外部に流出・排出したが、施設敷地外へは流出しなかった場合(*5) (3)法令で定める有害な物質が施設の建物外部に流出・排出するおそれが生じた場合 (4)PCB含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で漏洩し、セーフティネット(遮蔽フード、防油堤など)を超えて、施設の建物内の相当の範囲に広がった場合 (5)PCB含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で相当量漏洩した場合
			火災 (1)火災が発生し、消火器により消火された場合
			労働災害(ヌ) (1)従業員等が処理棟内の作業により休業4日以上(傷病を負った又は休業4日未満でも後遺症が残る傷病を負った労働災害が発生した場合(*4))
			運転異常事態等(チ)(ヌ) (1)運転管理上特に注意を要する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる場合(*6)

*1:PCB含有物とは、PCB濃度 0.1mg/m³N を超える排ガス、0.5mg/kg を超える油、0.003mg/L を超える排水をいう。

*2:法令で定める有害な物質とは、PCB以外の人の健康に有害な物質であって、法令に基づく指定、基準の設定等がなされているものをいう(法令で定める排出・排水基準以下の濃度のもの等、有害とは考えられない濃度のものを除く)。

*3:区分Ⅲ未満の事象については、地元の所轄監督官庁の意向等も踏まえ、必要に応じ、各事業所が連絡・公表を行うこととする。

*4:解体撤去工事に伴う事象についても、当該作業の請負会社の対応に関わらず、当社はその社会的責任に鑑み、表に定めるとおり対応する。

*5:ただし、解体撤去工事に用いる機器等由来の油は除く。

*6:ただし、解体撤去工事に伴う運転異常事態等については、解体撤去工事に重大な影響を与える場合、又はそのおそれのある場合とする。